

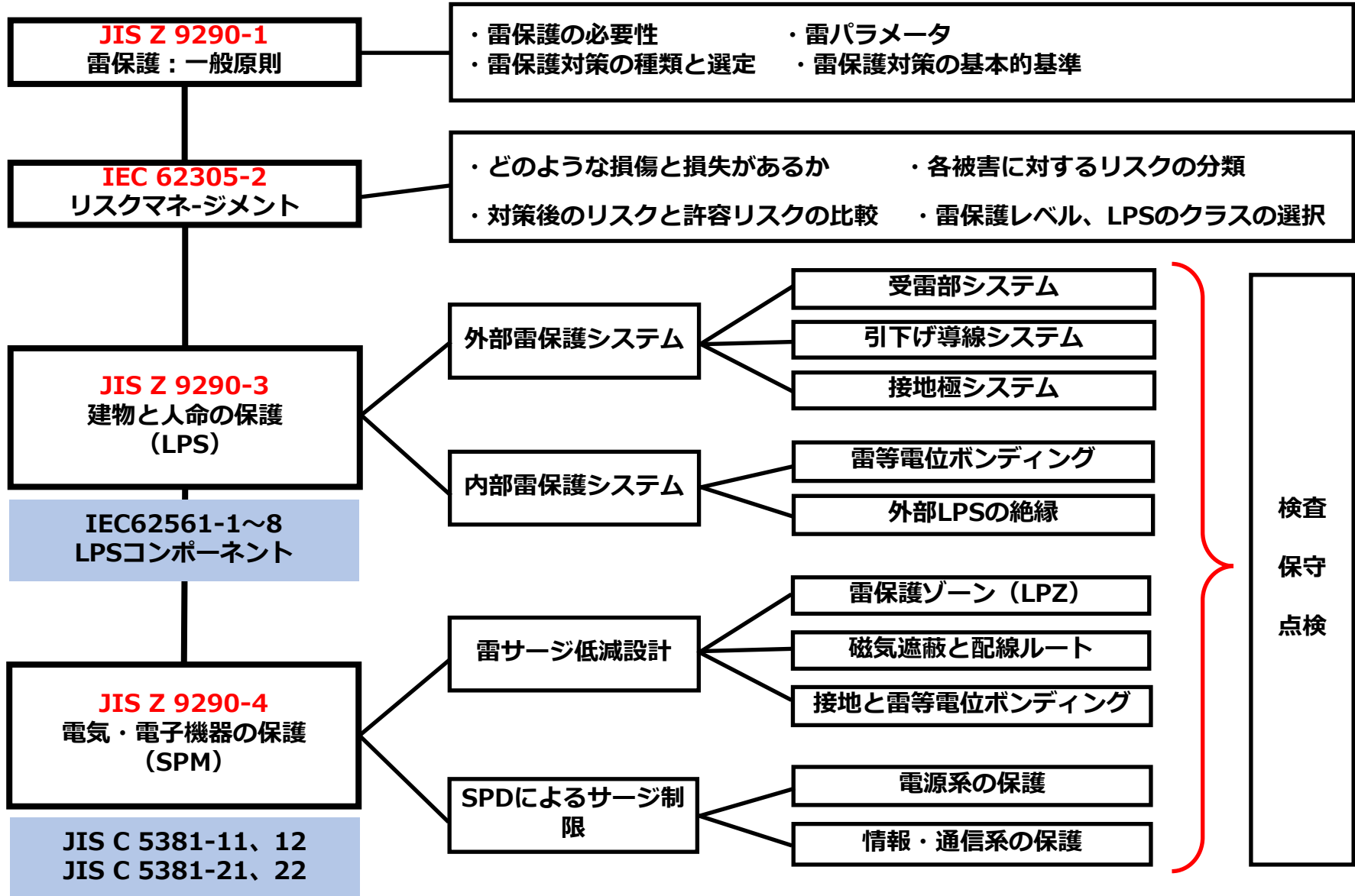
- ①雷放電を防止する自然の**気象現象を変更できる装置又は方法は、存在しない**
- ②建築物等への**直接・近傍への落雷は、人間、建築物等に対して危険を及ぼす**

## これが、雷保護対策を実施する理由

対策を実施することによって**雷被害を確実に低減**することができる。  
対策は、設計、施工及び保守に対する基準を**2つ**に分けて構築する。

- ①**建築物と人命の保護対策 (LPS)**
- ②**建築物内の電気・電子システムの保護対策 (SPM)**

# 雷保護規格について

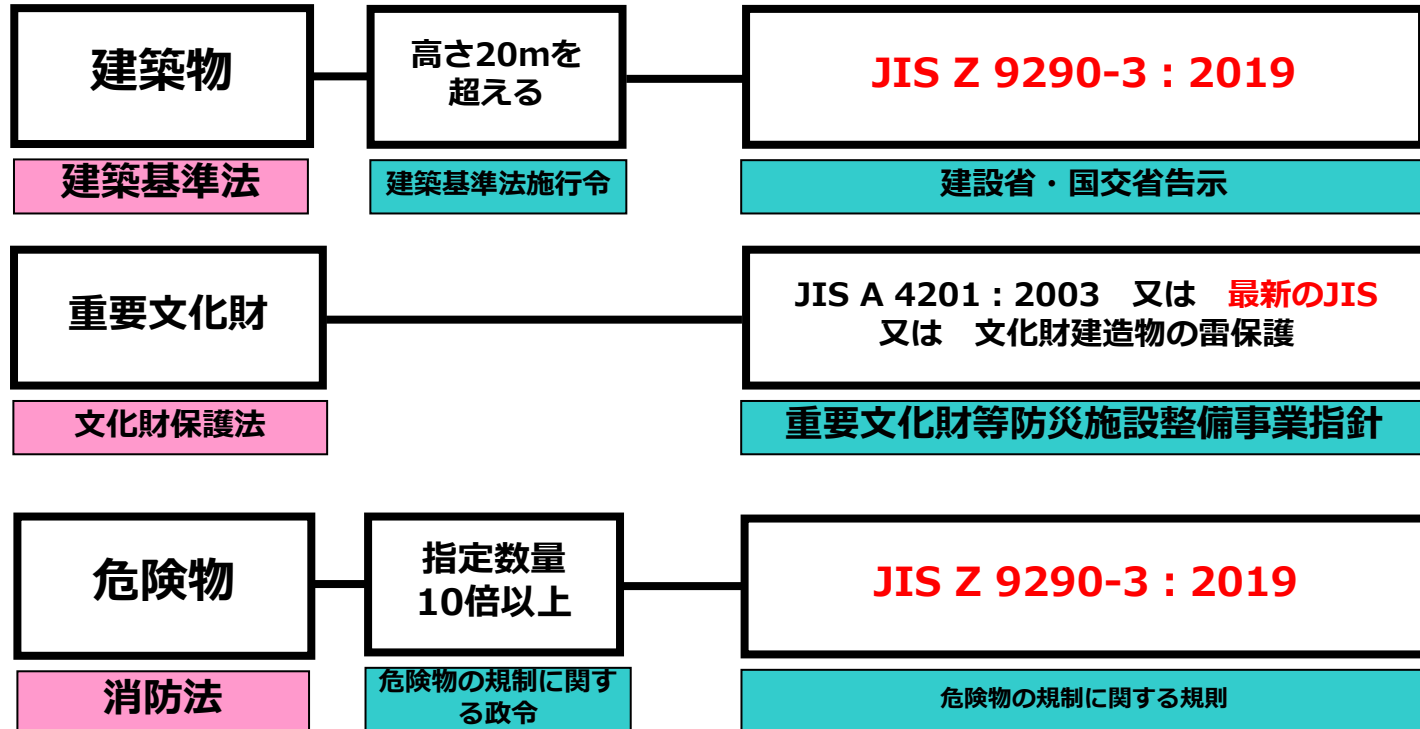


# 雷保護設備の設置基準 (2025.4.1現在)

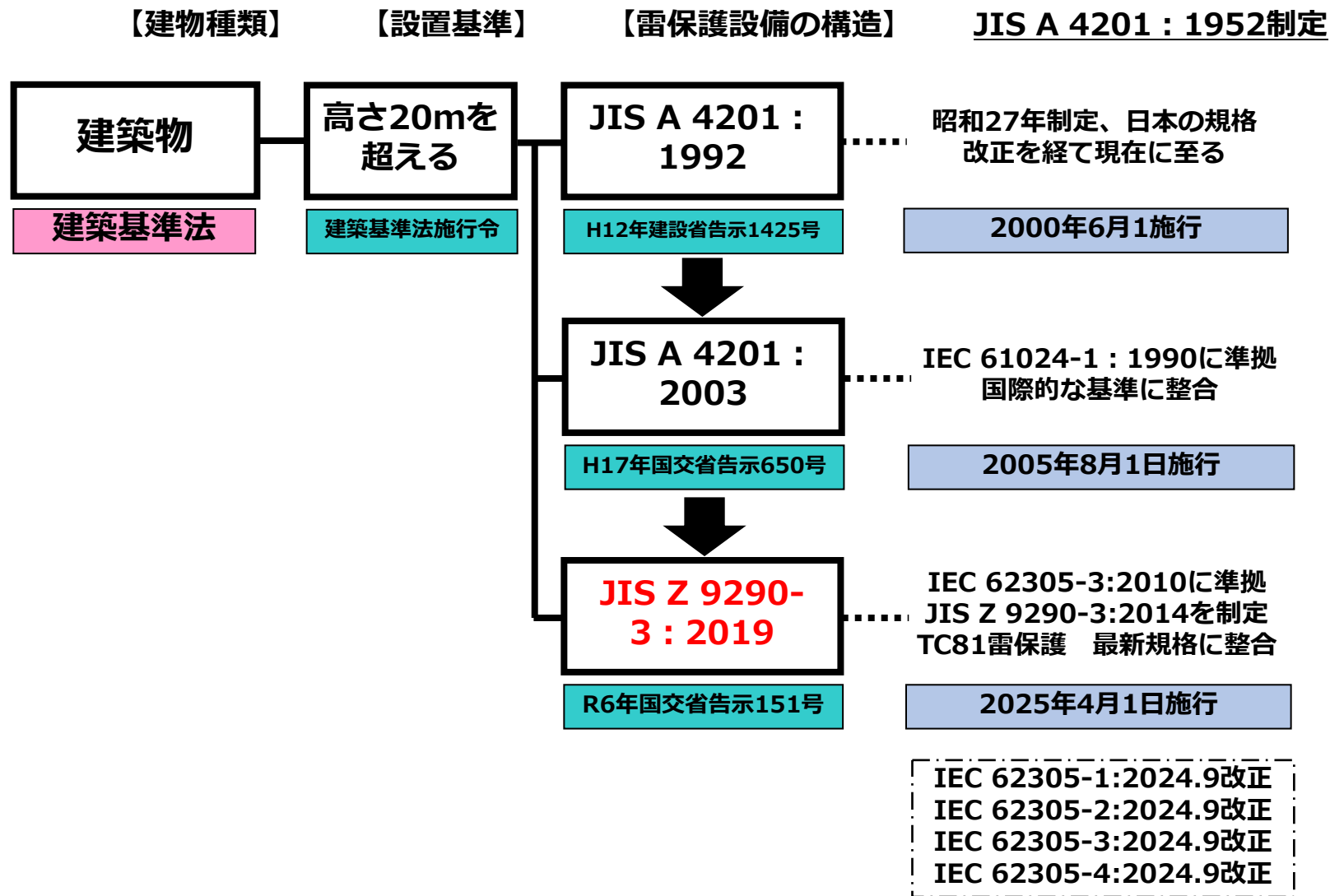
【建物種類】

【設置基準】

【雷保護設備の構造】



# 雷保護設備 構造基準の改正履歴



# 建築基準法に基づく告示

## 国交省告示第151号（令和6年3月8日公布）

### 令和6年国土交通省告示第151号（要約）

建築基準法施行令 第129条の14第1号の規定に基づき、雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1425号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月8日 国土交通大臣 齊藤鉄夫

#### 改正前

避雷設備の構造方法は、JIS A 4201 : 2003に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。



#### 改正後

避雷設備の構造方法は、JIS Z 9290-3 : 2019に規定する外部雷保護システムに適合する構造とすることとする。

## 附則

### (施行期日)

- 1 **この告示は、令和7（2025年）年4月1日から施行する。**

### (経過措置)

- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過する日までにその工事に着手する建築物の避雷設備については、この告示による改正後の平成12年建設省告示第1425号に規定する構造方法によらないで、この告示による改正前の平成12年建設省告示第1425号に規定する構造方法によることができる。